

特別支援学校にかかわる

就学事務の手引き

～早期からの一貫した支援のために～

— 様 式 用 例 集 —

— 支援のための関係資料集 —

平成26年4月

福島県教育委員会

特別支援学校にかかわる 「就学事務の手引き」の改訂にあたって

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、国は、平成19年9月に同条約に署名するとともに、その批准に向けた法整備を進めてきました。教育に関する法整備では、平成19年4月に学校教育法等の一部改正が行われ、特別支援教育は、特別支援学校のみならず、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍するすべての学校において実施されることになりました。

平成23年8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」の公布、平成25年4月には「障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）」の施行、同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されたことに伴い、平成26年1月20日に正式に批准されました。

教育に関しては、同条約の第24条に「障害者を包容する教育制度」の確保が規定され、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱されました。

さらに、平成24年7月には、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」についての報告がまとめられるとともに、その報告を踏まえて平成25年9月には、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進がこれまで以上に重要となっています。

今回の一部改正では、具体的には、次の4点について改正が行われました。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する者は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改正する。

2 障がいの状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校、小・中学校間の転学について、その者の障がいの状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。

3 視覚障がい者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障がい者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小・中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備する。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障がい者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障がいのある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。（小学部・小学校から中学部・中学校に進学する際にも意見を聴取するよう拡大された。ただし、特別支援学校の小学部から同校の中学部へ進学する際の意見聴取は義務付けられていない。）

これらの改正により、就学基準に該当する児童生徒で市町村教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（認定就学者）についての規定は廃止され、障がいのある児童生徒等の就学先決定については、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障がいの状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小学校、中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。

また、先の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会（就学指導審議会）」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、『教育支援委員会（仮称）』といった名称とすることが適当である。」との提言がなされていることについても留意する必要があります。

このため、福島県教育委員会では、この度、平成23年6月に発行した「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き（保存版）」の改訂を行いました。

平成26年4月1日

福島県教育委員会

目 次

I	障がいのある児童生徒の就学	
1	教育相談・就学先決定に当たって	1
2	「従来の就学先決定の考え方」と「新しい就学先決定の考え方」	5
3	障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）	6
4	特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧	8
II	特別支援学校就学手続き流れ図	9
III	障がいのある子供の就学事務手続きの流れ	10
IV	特別支援学校の入学・転学・退学に関する諸手続き（要点）	
1	新学齢児の就学手続きについて	
(1)	新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き	11
(2)	就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き	12
(3)	新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き	13
2	転学手続きについて	
(1)	小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き	14
(2)	県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き	
①	認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合	15
②	認定特別支援学校就学者の小・中学校への転学を判断する場合	16
(3)	県立特別支援学校間及び市立特別支援学校から県立特別支援学校への転学 手続き	17
(4)	県立特別支援学校から市立特別支援学校への転学手続き	17
3	他都道府県との就学及び転学手続きについて	
(1)	本県から他都道府県の特別支援学校への就学及び転学	18
(2)	他都道府県より本県の特別支援学校への就学及び転学	19
(3)	本県から他都道府県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学 終了	20
(4)	他都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学 終了	20
※	様式	21～44

V 支援のための関係資料集

資料1：特別支援教育と多様な学びの場

- 1 特別支援教育の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 多様な学びの場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - (1) 特別支援学校：視覚障がい者 聴覚障がい者 知的障がい者
肢体不自由者 病弱者（身体虚弱者を含む。）
 - (2) 特別支援学級：知的障がい者 肢体不自由者 病弱者及び身体
虚弱者 弱視者 難聴者 言語障がい者 自閉症・
情緒障がい者
 - (3) 通級による指導：言語障がい者 自閉症者 情緒障がい者 弱視者
難聴者 学習障がい者 注意欠陥多動性障がい者
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

資料2：障がいの種類と多様な学びの場

- I 視覚障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- II 聴覚障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- III 知的障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- IV 肢体不自由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- V 病弱・身体虚弱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- VI 言語障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- VII 情緒障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- VIII 自閉症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- IX 学習障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- X 注意欠陥多動性障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

資料3：就学猶予・免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

資料4：県特別支援教育推進会議、市町村教育支援委員会（仮称）の役割及び

- 関係図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

資料5：関係法令(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

資料6：文部科学省「学校教育法施行令の一部を改正について（通知）」・・・・ 94

資料7：文部科学省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援に ついて（通知）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

資料8：福島県内の特別支援学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

VI 就学事務に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

福島県では、障害の「害」という漢字の表記について、法令上やむを得ないもの等以外は、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いることとしており、この「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き」においても準用しております。